

令和5年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第3号

日時 令和5年3月17日（金曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|-------|---------|---|--------------------------|
| 日程 1 | | 所管事務調査報告 | [総務文教常任委員会] |
| 日程 2 | | 所管事務調査報告 | [産業厚生常任委員会] |
| 日程 3 | | 所管事務調査報告 | [広報広聴常任委員会] |
| 日程 4 | | 所管事務調査報告 | [議会運営委員会] |
| 日程 5 | 請願第 1号 | 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の
確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願 | [産業厚生常任委員会報告] |
| 日程 6 | 議案第 2号 | 鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について | [総務文教常任委員会報告] |
| 日程 7 | 議案第 3号 | 鹿追町個人情報保護審査会条例の制定について | [総務文教常任委員会報告] |
| 日程 8 | 議案第 23号 | 令和5年度鹿追町一般会計予算について | |
| 日程 9 | 議案第 24号 | 令和5年度鹿追町国民健康保険特別会計予算に
ついて | |
| 日程 10 | 議案第 25号 | 令和5年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算
について | |
| 日程 11 | 議案第 26号 | 令和5年度鹿追町簡易水道特別会計予算について | |
| 日程 12 | 議案第 27号 | 令和5年度鹿追町下水道特別会計予算について | |
| 日程 13 | 議案第 28号 | 令和5年度鹿追町介護保険特別会計予算について | |
| 日程 14 | 議案第 29号 | 令和5年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて | [令和5年度鹿追町各会計予算審査特別委員会報告] |
| 日程 15 | 議案第 31号 | 令和4年度鹿追町一般会計補正予算（第10号）に
ついて | |
| 日程 16 | 議案第 32号 | 令和4年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第5 | |

号) について

日程 17

委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程 1 発委第 2 号

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員 (11 人)

1 番 清水 浩徳議員	2 番 山口 優子議員	3 番 畑 久雄議員
4 番 台蔵 征一議員	5 番 加納 茂議員	6 番 川染 洋議員
7 番 狩野 正雄議員	8 番 埴渕 賢治議員	9 番 吉田 稔議員
10 番 上嶋 和志議員	11 番 安藤 幹夫議員	

4 欠席議員 (なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 渡 辺 雅 人
農業委員会会長 菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 葛 西 浩 二
総務課財政担当課長 菊 池 光 浩
企 画 課 長 草 野 礼 行
町 民 課 長 平 山 宏 照
保 健 福 祉 課 長 西 垣 慎 也
農 業 振 興 課 長 檜 山 敏 行
商 工 観 光 課 長 松 井 裕 二

建設水道課長 大上朋亮

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇井直樹

社会教育課長 渡邊恒義

8 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳

書記 高瀬俊一

令和5年3月17日（金曜日） 午前10時00分 開議

○議長（安藤幹夫）

これから本日の会議を開きます。

ここで報告いたします。

野村英雄代表監査委員から欠席の旨の届けがありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1

所管事務調査報告〔総務文教常任委員会〕

○議長（安藤幹夫）

日程1、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので、報告を求めます。

畑久雄総務文教常任委員長。

○3番（畑久雄）

所管事務調査報告書本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記、1、調査期間、令和元年6月19日より令和5年3月17日までの間です。

調査項目、令和元年度は、地方創生と人口減少問題について。

2、幼・小・中・高教育問題について、3、関係公共施設の整備状況と利用状況について、4、その他所管に関する事項でございます。

報告者は私以下5名であります。

調査詳細、令和元年度、（1）調査期間は、令和元年11月18日から11月21日。

調査地、調査項目。

1として埼玉県飯能市、（ア）農のある暮らし「飯能住まい制度」について。

（イ）飯能市立図書館の取り組みについて。

2、埼玉県横瀬町、横瀬町官民連携プラットフォーム（通称よこらぼ）について。

3、埼玉県滑川町、子育てナンバーワンの町づくりについてであります。

4、埼玉県三芳町、公共施設マネジメント（管理）計画の策定、運用について。

協働のまちづくりの取り組みについて。

3、報告、令和2年3月5日、第1回定例会にしております。

令和4年度、調査期間は令和4年10月4日より10月6日。

調査地、調査項目は、大空町、大空町立大空高等学校東藻琴校、緑友寮及び新寮について。

2、北見市、書かないワンストップ窓口による窓口サービス改善について。

津別町、空き家活用による移住・定住政策、まちづくり会社について。

鶴居村、人口減少対策、移住・定住、むらづくり会社について。

3、令和4年12月7日、第4回定例会でお話しております。

考察を読み上げます。

地方創生と人口減少問題について。

この問題は、地方のどの自治体においても抱えている課題であり、調査した自治体も様々な方法で組む状況が見受けられた。

埼玉県飯能市では、人口対策として移住者に有利な支援策を掲げるとともに、地域住民と触れ合う行事等に参加してもらうプログラムにより住民とのコミュニティ形成に重点をおいた政策が展開されていました。

埼玉県横瀬町では、高齢化よりも少子化を深刻な課題として捉え、これまでと同じようなことをやるだけでは町の未来を変えることはできないとし、新しいチャレンジにより町を変えていく施策の展開を行っていた。

住民のためになり町内で実施される事業、研究等であれば、テーマを特定せず企業や個人から提案を受け事業採択する。町は事業推進を後押し、県の補助金の相談等を行う。町からの補助金等は基本的には支出をしていない。

民間事業者は自治体に認定してもらった事業としてのメリットが大きく、融資にもつながっている。民間の活力をフルに使い、活性化につなげているやり方は、参考にすることが多かった。

(2) 幼・小・中・高教育問題について。

人口減少も相まって地方のどの自治体においても児童・生徒数も減少している状況下にある。そんな中、各自治体は児童、生徒に対し様々な教育支援を行なっている。

本町において教育は、幼児から学べる一貫教育システムとして平成15年度に文科省研究開発校の指定を受け推進してきている。

しかしながら、全国的には学校等の統合の動きが顕著である。本町においても、全体的な保育所、学校等の規模適正の検討が行われている。また、高校を存続していくため、従

前から支援を行なってきており、今後もさらなる支援策等の拡大を検討しているところである。

今般、大空高校の存続支援等の施策を調査した。道立高校から町立化への転換、寮の新築等、多額な費用を投入している。

選ばれる高校を目指していくことは必然であるが、今後も近隣の町村の動向を踏まえ、支援をどこまで拡大させていくことが有効なのも含め、本町教育のビジョンの明確化と町民の理解を求めていく必要がある。

(3) 関係公共施設の整備状況と利用状況について。

数多く存在する公共施設の整備は、各自治体にとって修繕等、大きな事業であり、今後財政を圧迫してくることが予想される。

埼玉県三芳町では、公共施設は各部署から修繕要求の増加とともに、修繕は対症療法的な方法しか行なってこなかった。公共施設の管理に対し、各部署の横断的計画管理体制が欠如していると認識し、計画の策定を目指していた。

古い公共施設の在り方について、目をそらさず今後どうあるべきかを各部署が横断的に捉え、住民との合意形成を図る手法を取っている。「施設を減らすことは住民サービスを減らすことではない」という考えのもと、今後個別施設の検討がされるとのことである。

本町においても公共施設等総合管理計画を平成28年3月策定しているが、施設の必要性も含め、住民と対話し、実行計画、個別計画等を明確にしながら整備を行なっていく必要がある。

(4) その他所管に関する事項について。

自治体の窓口サービスの先進地である北見市役所において、「書かないワンストップ窓口による窓口のサービス改善について」を視察した。

窓口に来た住民の対し、サービスの質を落とさずどう効率的に行えるのか。そして職員の業務量を減らすことができるのか。このことは自治体にとって永遠のテーマであるが、常に現状での問題意識を持ち、改善に目を向けていく必要がある。デジタル化の流れが加速している状況を踏まえ、住民が気持ちよく行政サービスを受けられるよう日々検証し、改善を検討していく必要がある。

以上であります。報告を終わります。

○議長（安藤幹夫）

以上で総務文教常任委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みとします。

○議長（安藤幹夫）

日程 2、所管事務調査報告を行います。

産業厚生常任委員会から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので、報告を求めます。

加納茂産業厚生常任委員長。

○5番（加納茂）

所管事務調査報告書。

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので御報告いたします。

記、調査期間、令和元年6月19日から令和5年3月17日までです。

調査項目、農業振興策による人口減少対策について、観光振興について、バイオマスエネルギー利活用と特産品開発について、福祉・医療について、その他所管に関する調査について。

報告者は記載のとおりであります。

調査詳細、令和元年度、令和元年10月29日から11月1日。

調査地・調査項目、愛媛県四国中央市、一貫した発達支援について。

愛媛県今治市、サイクルツーリズムについて。

愛媛県松山市、農福連携によるリーフレタス等の栽培及び販売について。

愛媛県東温市、農福連携によるネギの水耕ハウス栽培及び販売について。

香川県綾川町、病院経営について。

令和4年度、令和4年8月29日から8月31日まで。

調査地・調査項目、新規就農について。枝幸町です。

美深町、チョウザメ事業について、森林公園びふかアイランドについて、新規就農事業について。

士別市、いきいき健康センターについて。

報告は令和4年12月7日、第4回定例会で行なっております。

考察を読み上げます。

農業振興策による人口減少対策について。

令和4年度の農業生産額は237億円を超える生産額であり、鹿追町農業は順調な推移を示している。しかし、令和元年の関係機関の調査結果によると約200戸のうち60数戸が後

継者がいないとのことである。さらに病気や事故、経営不振等による経営断念もあると考え、将来的には大きく農家戸数及び農業者人口の減少が予想できるところである。

現在まで鹿追町では、離農地を既存農家が規模拡大のため取得等をしており、農地の余剰はない状況であった。しかしながら、これまでどおり既存の農家が土地を取得できるか、町外法人等が参入してくるのか未知数である。

今般、道北の新規就農を積極的に受け入れている町の調査を行なった。両町（美深町、枝幸町）とも離農者が多く、このままでは農村コミュニティが崩壊するとの危機感から積極的に就農者を受け入れていた。

現在の本町とは条件が異なるが、人口減少対策として新規就農を積極的に展開しており、本町においても早急に検討していく時期であると考え。

これからの鹿追町農業を担う多様な人材の確保と育成を図っていくため、農業者との対話を行い、町の情報を一元化し新規就農者を受け入れる体制づくりが必要である。道や北海道農業公社、JA鹿追町等、関係機関と連携を取りながら進めることが有効と考える。

2、観光振興について。

しかおいジオパークは昨年2度目の日本ジオパークの認定を受け、今後も鹿追町観光の一翼を担えるものと考え。

本町観光の要である然別湖の状況については、民間ホテルが1軒休業していることで然別湖全体の観光イメージが落ちているが、再建等、関係機関が協力し実現していかなければならない。

サイクリングを活用した観光については、令和3年5月31日、日本を代表するサイクリングルートとしてナショナルサイクルルートに「トカプチ 400」が指定され、帯広市を起終点とする、十勝エリアを回る全長403キロメートルのサイクリングルートが設定された。本町もコースに組み込まれていることから、鹿追町内のサイクルルートの早期の設定により誘客を期待するものである。

道の駅は、近隣町において大型の施設がオープンしているが、膨大な建設費とその効果を検証しながら、観光のシンボリックな施設として位置付けていくため十分な議論、検討が必要である。

3、バイオマスエネルギー利活用と特産品開発について。

町内2カ所のバイオガスプラントにより家畜ふん尿の処理とそれに伴う産出エネルギーの利用等がなされている。

特に中鹿追のプラントではバイオガスから水素を製造し、水素自動車の導入やプロパンガス精製の実証実験を予定する等、新しい資源の構築に大きく寄与している。

余剰熱利用によるマンゴーの栽培、チョウザメの飼育、サツマイモの栽培等の取組についても先進地等を研究し、費用対効果により採算ベースに乗せていく必要がある。

また、これらを活用した鹿追町の特産品もあるが、ふるさと納税での返礼品になり得るような新たな商品開発が期待される。

4、福祉・医療について。

福祉政策は、医療、児童福祉、老人福祉、障がい者福祉等々、多岐にわたっている。

今般、発達障がい等の対策を視察してきた。発達障がいの児童、生徒の増加が顕著であり、公認心理師等専門職を配置してきている自治体も多くなってきている。子どもの将来と保護者の安心を担保するため行政施策が重要であると考えます。

病院の先進地として、香川県綾川町の国保病院を視察した。この病院は外来患者が多く占めており、土曜日は午前中診療する等、サービス向上を図ってきた効果があらわれ、極めて良好な経営水準を保っていた。

本町においても院長をはじめ職員一同が努力をいただいているところであるが、先進地等の研究を行い、本町の重要な医療施設として一層の存在感を増し、住民から選ばれる病院を目指さなければならない。

農福連携については、瓜幕バイオガスプラントにある余剰熱利用ハウスの運営において導入を検討しているとのことであり、障がい者が生き生きと活躍できるよう福祉団体との連携を期待したい。

他所管に関する調査について。

農芸公園は、道道から公園まで舗装道路が整備され、全体的な整備が終了したと思うが、芝生と樹木、花の公園として町民に親しまれるソフト事業等、方策を検討し利活用を推進していく必要がある。

商店街において空き店舗が課題となってくると思われる。商工業の衰退が予想されることから、第三者承継等、支援策について検討していく必要がある。以上であります。

○議長（安藤幹夫）

以上で産業厚生常任委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みといたします。

日程 3

所管事務調査報告〔広報広聴常任委員会〕

○議長（安藤幹夫）

日程 3、所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので報告を求めます。

狩野正雄広報広聴常任委員長。

○ 7 番（狩野正雄）

所管事務調査報告書。

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記、 1、調査期間、令和元年 6 月 19 日から令和 5 年 3 月 17 日。

2、調査項目、 1、議会広報紙の発行について。 2、まちなか会議の開催について。

報告者は記載のとおりであります。

4、調査、議会広報紙発行について及びまちなか会議開催については記載のとおりであります。お目とおしてください。

5、考察を読み上げます。

議会基本条例第 5 条で議会の広報広聴活動の充実を掲げ、町民主体のまちづくりの一翼を担う機関の役割を果たすため、議会における広報広聴活動が重要な活動と位置付けている。

広報部会 5 人は年 4 回の議会だよりの発行 143 号から 157 号、年 4 回のミニ広報の発行 62 号から 77 号を行なった。

わかりやすく親しみやすい広報紙を目指し、まちのイベントや多くの町民に登場していただく等、部会員が一丸となり編集にあたった。

まちなか会議として「議会報告会・広聴会」、「議員とカフェでひとこと」、「各団体との懇談会」、「高校生議会」を実施し、議員全員で取り組んだ。新型コロナウイルス感染症拡大による中止や、参加者の減少もあった。

まちなか会議は、住民と議員の意見交換の方法として全国の議会でも注目されている。議会への関心を高めることや、町の政策に反映させるきっかけとなっている。まちなか会議の継続は広聴活動として重要であると認識する。

以上、広報広聴常任委員会の所管事務調査の最終報告といたします。

○議長（安藤幹夫）

以上で、広報広聴常任委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みとします。

○議長（安藤幹夫）

日程４、所管事務調査報告を行います。

議会運営委員会から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので報告を求めます。

台蔵征一議会運営委員長。

○４番（台蔵征一）

所管事務調査報告書。

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記、１、調査期間、令和元年６月１９日から令和５年３月１７日。

２、調査項目、議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、議長の諮問に関する事項について。

報告者は記載のとおりです。

調査詳細として、令和元年度、調査期間が令和２年１月２４日から１月２５日。

調査地・調査項目は、１として札幌市、北海道町村議会議長会参与、勢籟了三氏。２０１９年統一地方選挙における状況について。

２、江別市、札幌学院大学法学研究セミナー基調講演。山梨学院大学教授、江藤俊昭氏。議会改革の進展、第１ステージと第２ステージについて。

詳細については、後ほどお目とおしいただきたいと思います。

３ページの令和４年度、調査期間、令和５年１月３０日から１月３１日。

調査地・調査項目等は１として北海道町村議会議長会、２０２３年統一地方選挙に向けた議会改革の取組等について。

２、北海道農業公社、北海道における新規就農状況等について。

調査結果以降、後ほどお目とおしをいただきたいと思います。

５ページの中段、全体考察を報告して読み上げます。

今期は、平成３１年３月定例会で議決された鹿追町議会改革の継続にかかる決議として、議会基本条例に沿った公正な議会活動の実施、議員のなり手を確保するための環境整備を掲げた。

本町議会アドバイザーの勢籟了三氏、地方議会等について専門的な分野の知見をもつ江藤俊昭氏等の講演等、意見を参考にしながら調査を行なった。

地方議会議員のなり手不足が深刻化している状況から、その対策について国や全国市町村議会において様々な議論がされてきているところである。

本町議会もこれらの状況を踏まえ、今後も住民に分かりやすい開かれた議会を積極的に推進していかなければならない。

1として、議会の運営に関する事項について。

効率的かつ分かりやすい議会運営を行うことが、住民が議会へ関心を持ってもらうための第一歩である。

今期は、議会本会議において町側の行政説明に対する質問を可能とし、詳細説明をさらに求める仕組みを整えた。また、議会中継システムの充実として、中継用カメラ、モニターを整備した。

また、各常任委員会における行政説明資料を事前に議員へ配付することとし、内容の精査に時間をかけることができる等、充実した質疑が行えるようになった。

従前は紙の資料配付であったが、タブレットパソコンを導入し、併用での運用となった。

2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について。

今期においては、議会傍聴がしやすい環境づくりとして、議会傍聴規則の全部改正を行った。傍聴手続きの廃止や子どもの傍聴も可能とした。

平成31年3月、定例会において議会基本条例を改正し、各常任委員会が所管事務調査等を基に政策提言として各常任委員会代表質問ができるよう議会基本条例に盛り込んだ。

今期、各常任委員会代表質問を実現することができ、質問の幅を大きく前進させることができた。委員会質問を実施するにあたり十分な委員間討議により、その内容の充実や方向性を一つにすることが重要である。

3、議長の諮問に関する事項について。

令和元年6月、議長は鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（以下「第三者審議会」）の委員5人に対し委嘱を行なった。

しかしながら、コロナ禍で会議を数回しか開催することができなかった。また、議長の諮問についても、議論がまとまらず実施を見送った。

今期においては、町議会議員選挙は本町始まって以来の無投票となり、議員のなり手不足が大きな課題であったが、第三者審議会や住民との意見交換等も十分ではなかった。次期においては統一地方選挙の状況を踏まえ、積極的に議論を展開し検討していく必要がある。

総合考察。

本町議会は、住民との対話を重点とした議会活動を推進し、さらなる改革、活性化を目

指してきた。

今期、議会議員選挙は無投票となり定数割れには至らなかったが、今後定数について議論を進めていく必要がある。また、若い世代や女性が議員として参画していく方策を引き続き検討していかなければならない。

全国の市町村議会では議会の制度改革等を行ってきた。本町も議会基本条例を制定し、住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会を目指し、取り組んできたところであるが、時代にあった住民ニーズに柔軟な対応が求められる。

議会は、行政側の政策を追認するだけでなく、監視機能を十分活用し、より良い政策を実現していく必要がある。議会自らが政策立案できる実力を養い、住民が安心して生活できるよう来期に向け、積極的かつ継続的に行なっていかなければならない。以上です。

○議長（安藤幹夫）

以上で、議会運営委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みとします。

日程 5 請願第 1 号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立
と酪農・畜産経営の安定を求める請願

○議長（安藤幹夫）

日程 5、請願第 1 号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願を議題とします。

ただいま議題となりました本件については、3月6日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終えて議長に報告書が提出されております。

産業厚生常任委員会の報告を求めます。

加納茂委員長。

○5番（加納茂）

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記、請願第 1 号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願。

審査の結果、採択であります。

理由、基幹産業である農業及び地域経済を守るためであります。以上。

○議長（安藤幹夫）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。本件に対する委員報告は採択であります。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり賛成する方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程 6 議案第 2 号 鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程 6、議案第 2 号、鹿追町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

本案については 3 月 6 日の本会議において総務文教常任委員会に付託され、審査を報告書が提出されております。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

畑久雄委員長。

○3 番（畑久雄）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記、1、審査日、令和 5 年 3 月 6 日、月曜。

2、審査結果、事件の番号、議案第 2 号、件名、鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について。

審査の結果、原案可決であります。以上です。

○議長（安藤幹夫）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第3号 鹿追町個人情報保護審査会の条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程7、議案第3号、鹿追町個人情報保護審査会の条例の制定についてを議題とします。

本案は、3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

畑久雄委員長。

○3番（畑久雄）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第70条の規定により報告します。

記、1審査日、令和5年3月6日、月曜。

2、審査結果、事件の番号、議案第3号、件名、鹿追町個人情報保護審査会条例の制定について。

審査の結果、原案可決であります。

○議長（安藤幹夫）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 8	議案第 23 号	令和 5 年度鹿追町一般会計予算について
日程 9	議案第 24 号	令和 5 年度鹿追町国民健康保険と特別会計について
日程 10	議案第 25 号	令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
日程 11	議案第 26 号	令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
日程 12	議案第 27 号	令和 5 年度鹿追町下水道特別会計予算について
日程 13	議案第 28 号	令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計予算について
日程 14	議案第 29 号	令和 5 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（安藤幹夫）

日程 8、議案第 23 号、令和 5 年度鹿追町一般会計予算について。

日程 9、議案第 24 号、令和 5 年度鹿追町国民健康保険と特別会計について。

日程 10、議案第 25 号、令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について。

日程 11、議案第 26 号、令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について。

日程 12、議案第 27 号、令和 5 年度鹿追町下水道特別会計予算について。

日程 13、議案第 28 号、令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計予算について。

日程 14、議案第 29 号、令和 5 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。

以上 7 件、関連がありますので、一括議題とします。

以上の件については、3 月 6 日の本会議において、令和 5 年度鹿追町各会計予算審査特別委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。

加納茂委員長の報告を求めます。

○ 5 番（加納茂）

令和 5 年度鹿追町各会計審査特別委員会報告書。

本委員会に付託された各事件は、審査の結果、認定すべきすべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

事件の番号、件名について述べていきます。

議案第 23 号、令和 5 年度鹿追町一般会計予算について。

審査の結果、原案可決であります。

議案第 24 号、令和 5 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について。

審査の結果、原案可決であります。

議案第 25 号、令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について。

審査の結果、原案可決であります。

議案第 26 号、令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について。

審査の結果、原案可決であります。

議案第 27 号、令和 5 年度鹿追町下水道特別会計予算について。

審査の結果、原案可決であります。

議案第 28 号、令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計予算について。

審査の結果、原案可決であります。

議案第 29 号、令和 5 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。

審査の結果、原案可決であります。

以上であります。

○議長（安藤幹夫）

お諮りします。

本案は、特別委員会において慎重に精査されたものでありますので、委員長に対する質疑と討論を省略し、各議件ごとに採決をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認め直ちに採決を行います。

これより議案第 23 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 24 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、原案可決とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 25 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 26 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 27 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 28 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 31 号 令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）につ
いて

○議長（安藤幹夫）

日程 15、議案第 31 号、令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算第 10 号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 31 号は、令和 4 年度一般会計補正予算第 10 号となるものです。

令和 4 年度一般会計補正予算第 10 号は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費で繰越明許費となるものであります。

内容につきまして 3 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費の定住促進住宅建設奨励事業で 7 戸分の 360 万円、住宅用太陽光発電システム導入費補助事業で 4 戸分の 40 万円のそれぞれ繰り越し、衛生費、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 858 万円、清掃費の十勝圏複合事務組合負担金事業、汚泥処理施設更新分で 4,000 円のそれぞれ繰り越し。

農林費、農業費の道営土地改良事業で 2 地区合計 3,631 万 2,000 円の繰り越しとなるものであります。

繰越明許費の総額は 4,889 万 6,000 円で、財源内訳は国・道支出金が 2,377 万円、その他財源が 1,601 万 9,000 円、一般財源が 910 万 7,000 円となるものであります。

以上、一般会計補正予算第 10 号について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 31 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 32 号 令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 5 号）
について

○議長（安藤幹夫）

日程 16、議案第 32 号、令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 5 号）について
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 32 号は、令和 4 年度下水道特別会計補正予算（第 5 号）となるものです。

令和 4 年度下水道特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによることといたしま
して、第 1 条は、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する
ことができる経費で、繰越明許費となるものであります。内容につきましては 5 ページよ
り御説明いたします。

款、項、事業費で、事業名が農業集落排水処理施設更新事業で 150 万円を繰り越すもの
であります。

財源内訳としましては、国・道支出金が 75 万円、一般財源が 75 万円となるものであり
ます。

以上、下水道特別会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 32 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は 11 時 10 分とします。

休憩 10 時 55 分

再開 11 時 10 分

○議長（安藤幹夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 17

委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（安藤幹夫）

日程 17、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委委員長から会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会、加納茂委員長から発委第2号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、日程1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

発委第2号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（安藤幹夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程1、発委第2号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書について提案理由の説明を求めます。

加納茂産業厚生常任委員長。

○5番（加納茂）

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出をいたします。

本文を読み上げます。

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書。

我が国の農業は、高齢化や担い手不足に加え、頻発する自然災害による農業被害などで生産基盤が脆弱化し、食料自給率の低下、農村社会の疲弊とともに、相次ぐ大型貿易協定発効による農畜産物の市場開放で農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

そのような中、2020年1月より新型コロナウイルスの感染拡大の影響で農畜産物需要が減退し、発生から3年が経過した今なお米や砂糖、乳製品等の在庫滞留が続き価格が低迷している。さらには、昨年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻で、世界経済が一変し、世界的な穀物需要の逼迫や燃油、肥料、飼料等の生産資材の価格高騰を招き、それらを輸入に依存している我が国は危機的状況の一途を辿っている。

こうした情勢から、自国の食料は自国で賄うという食料安全保障の考え方が改めて重要視され、政府は「食料安全保障強化政策大綱」を策定し、20年以上が経過した「食料・農業・農村基本法」の見直しにも着手している。このため、命の源である食料とそれを生み出す農業を再評価し、国民合意のもと実効性ある政策が求められている。

また、酪農・畜産においては、飼料価格などの高騰が続く中、長引くコロナ禍で牛乳乳製品の需要が回復せず、道内では需給改善に向けて2023年度も更なる減産が求められており、在庫削減対策の抛出など需給調整の負担が道内で指定事業者に出荷する生産者に大きく偏っている。このほか、初生犢等の個体販売価格の暴落など、取り巻く環境は日々厳しさを増しており、離農を余儀なくされる生産者が続出するなど危機的状況に晒されていることから、国内酪農・畜産の経営存続に向けて、一刻も早い需給改善と急騰した生産資材・飼料対策や適正な販売価格形成が求められている。

さらに、コロナ禍で消費の減退、度重なる食料品の値上げ、農業生産者においては生産抑制を強いられている現状ながら、カレント・アクセス（現行輸入機会）としてガット・ウルグアイラウンド農業合意に基づいた輸入数量維持に国はかたくなに約束として守っているが、国内の農業振興に逆行する行為であり、現在の異常な世界情勢を考えるといったんこの輸入数量維持は見直しを検討する状況ではないかと考える。

については、農業者が将来に渡って安心して営農できるよう、我が国の食料安全保障の強化と国内酪農・畜産の経営安定に向けて、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1、世界の食料事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、食料の安定生産・供給に向けて、生産資材の安定的な確保や担い手・労働力の育成・確保、再生産可能な直接支払制度の導入など機動的な施策の拡充や予算の確保により、生産基盤を一層強化し、国内生産の増大を図る食料安全保障政策として強化すること。

また、基本法の見直しにあたっては、食料自給率の向上を目指し農業者が将来に渡って安心して営農できる持続可能な食料・農業・農村政策を確立すること。

2、国内酪農・畜産経営はかつてないほど厳しい情勢に晒され、存続の危機に瀕していることから、官民一体での在庫削減などの需給調整対策を行い、牛乳乳製品の消費拡大の一層の強化や新たな需要創出などで、一刻も早く需給改善を図ること。

また、経営を圧迫している生産資材高騰への対策強化と、流通・販売業者や消費者への理解醸成のもと、コスト高に係る酪農畜産物の適正な価格形成が可能となるよう、環境整備すること。

3、ガット・ウルグアイラウンドにおけるカレント・アクセスは、現状のコロナ禍における世界情勢、国内の社会情勢を鑑みるに国民の消費減退、度重なる食料品をはじめとする物財費の値上がり、それに伴う農業生産者の生産抑制への転換政策と、様々な国内での弊害を抱えながらも第一義的に運用されていることは遺憾であり、再考見直しを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、送付先は裏面に記載のとおりであります。以上であります。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで松本副町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○副町長（松本新吾）

貴重なお時間をお借りしまして、本年度をもちまして定年退職をいたします職員を紹介させていただきます。

菊池光浩総務課財政担当課長、松井裕二商工観光課長、渡邊恒義社会教育課長の3名が今月末をもって定年退職を迎えます。

それぞれ退任の挨拶をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課財政担当課長（菊池光浩）

定年退職に当たりまして、御挨拶する貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございます。

これまでに会計管理者・病院事務長・町民課長そして総務課財政担当課長、通算約9年間にわたり議会説明員として大変お世話になりました。十分な説明ができず、議員皆様には大変御迷惑をおかけしたと思っております。

安藤議長をはじめ、議員皆様の温かい御指導をいただきながら何とかこの日を迎えられることは感激に耐えないところでございます。

私は昭和56年任用であります。この年は未曾有の大水害に見舞われ、町内主要の橋が流されたり、決壊、農地流出、家畜も流されるなど甚大な被害が発生した年であります。施設課職員として夜中じゅう復旧に奔走をしました。

住民生活係長時代には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被災された方に物資支援をするため、多くの町民皆様から支援物資を拠出いただき、大型トレーラーで宮城県南三陸町まで運び、町民の温かさと津波で町が何もなくなっている悲惨な状況を目の当たりにしました。

町民課長時代には、北海道胆振東部地震によるブラックアウト停電による避難所開設と、町民皆様への電気の供給として、役場ロビーにおいて携帯電話の充電、そして炊飯器を持ち込んでもらった炊飯の支援ができたことが大きな出来事であり、貴重な経験でございます。

大災害の年に入職した私にとりまして、防災の取組は大変重要なことと痛感しているところでございます。

退職後は鹿追町商工会にお世話になる予定でございます。今まで以上に変わらぬ御指導をいただければと思います。

結びになりますが、皆様の御健勝と鹿追町議会の益々の御発展を御祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○商工観光課長（松井裕二）

私どもに貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

この度、私ごとでございますが、3月31日付をもちまして定年退職をいたします。

私は、平成24年4月から消防署長をはじめに、会計管理者、子育てスマイル課長、そし

て商工観光課長として11年間、本議会の行政説明員として務めさせていただきました。

何分にも至らない説明であったかと思いますが、皆様の温かい御指導をいただき、心から感謝申し上げます。

今後、安藤議長様をはじめとする鹿追町議会の皆様におかれましては、お体に御自愛いただき、益々の御活躍を御祈念いたしましてお礼の挨拶とさせていただきます。

長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○社会教育課長（渡邊恒義）

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

私、行政説明員といたしましては、15年ほど前の病院事務長補佐職時に4か月間、それから課長職としては3年間にわたり議会の皆様に御指導をいただき、大変お世話になりました。

これまで説明員として緊張感を持って精一杯職務に臨んでいたつもりですが、至らぬところも多々あったことと思います。そうした中でも皆様に支えられ、どうにか本日をもってその役割を終えることができ、改めて感謝申し上げます。

最後になりますが、議会の皆様の今後益々の御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○副町長（松本新吾）

以上で紹介させていただきました。大変ありがとうございました。

○議長（安藤幹夫）

ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。

喜井知己議長。

○町長（喜井知己）

令和5年第1回に定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月6日から本日まで12日間の開催をいただいたところであります。

今定例会を振り返りますと、初日の6日には条例の一部改正12件、一般会計及び6特別会計の補正予算、財産の取得、これらについて全て原案のとおり可決をいただきました。

また、13日には4名の議員の皆様から一般質問をいただきました。

人口問題、国際交流体制施設の維持・活用、学校給食の食材価格高騰等に対する対応、本町町政運営の根源をなす教育についてそれぞれ御質問いただきました。

いずれも喫緊かつ重要な課題であると認識をしております。先を見据えた、しっかりと

した対応が必要であると認識をしているところであります。

令和5年度の各会計予算につきましては、特別委員会において慎重審議をいただき、これについても先ほど、原案のとおり可決をいただきました。

また、これも初日に提案をいたしまして、委員会付託となっております新規条例2件、そして本日提案をいたしました繰越明許に係る予算、これらについても全て原案のとおり可決をいただいたところであります。改めて心からお礼を申し上げる次第でございます。

さて、令和の幕開けと同時にスタートをいたしました私、そして第27期の議員の皆様の任期、これもあと残すところ一月余りとなりました。

私はこの4年間において、農村地区の光ファイバー整備・子供医療費助成の拡充・給食費の無償化・各学校へのタブレット配布、それから学習環境・エアコン等の整備・鹿追高校の支援・アプリによるまちの情報発信、そして国の先行地域に選ばれた脱炭素の事業に取り組むことができました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応では、ワクチン接種体制整備をはじめ、大きな打撃を受けた町民及び事業者への迅速な支援も行うことができました。

これら全ての事業は、議員各位の御理解がなければ成し得なかったものと考えております。改めて心から感謝を申し上げます。

さて、先ほど御挨拶があったとおりですけれども、この3月末日をもって3名の説明員、課長職が定年退職となります。

60歳の定年というのは今年度が最後で、来年から定年延長が始まるということでございますけれども、現行制度での形で最後の退職者ということでもあります。

菊池光浩総務財政担当課長であります。

先ほど御本人の挨拶にもございましたとおり、災害等の対応で非常に御活躍をいただきました。本当に昭和56年の災害を知っている職員というのは少なくなってまいります。

私も当時職員として在職をしておりましてけれども、今でもその当時の状況が思い出されるところであります。

事務屋でしたけど、土地改良の事業を長く担当していて、会計検査の準備を一生懸命している姿もよく思い出されます。防災・交通安全等の担当も長かったということで、それらの対応、それから職員としては海外研修の経験もありまして、いずれにしても通常の仕事でも何事にも積極的に取り組む姿勢、これは私は非常に素晴らしいことだと思っております。現在も交通指導員としても御活躍をいただいているところであります。

4月以降の話は御本人からお話があったとおり、商工会、これは商工会から請われて事務局長に就任をされるということでございます。今後ますますの御活躍を祈念するところでございます。

次に、松井裕二商工観光課長であります。

松井課長は建築士として採用をされまして、採用されてから20年ぐらいは当然建築の仕事をされていたのですけれども、その後事務職、建築の技術も生かしつつ財産管理あるいは出納、課長職としては消防署・会計管理者、それから子育てスマイル課等々を担当し、今の商工観光課ということになりました。

いずれにしても本業というか技術を念頭に置きながらの職務遂行ということで、大変いろんな分野で活躍をいただきました。

4月からは再任用職員ということで、また町の仕事で御活躍をいただく予定となっております。

それから最後、渡邊恒義社会教育課長であります。

渡邊課長は、社会教育係が確か振り出しで、社会教育主事の資格もお持ちです。

その後畜産も長く担当されました。その後病院・学校教育等々も経験されて、またもう一つは社会福祉法人鹿追恵愛会に派遣されて、もみじの里の事務長そして副施設長で御活躍をいただきました。

また、農業委員会の勤務もいただいたと御座います。1基目の中鹿追のバイオガスのプラントの時、畜産係であったと記憶をしております。

渡邊課長は大学で農業工学も学んでいたということで、このバイオ建設に際して彼の存在は非常に大きかったと承知をしています。ビジョン的で知的な彼の存在は非常に大きかったのではないかと御座います。

渡邊課長についても再任用職員としてまたお仕事に就いていただく予定をしているところであります。

今日で議場を去る3人に対しまして、この議場におられる皆様の御厚情に対して、私の立場からも感謝を申し上げますとともに、今後ともこの3人にさらなる御支援をよろしく御願い申し上げる次第でございます。

任期中最後の定例会が本日閉会をするわけでございます。

病氣療養中でありました前議長の吉田稔議員も本日御出席をいただきまして、久しぶりに全議員さんがこの議場に揃ったということで大変うれしく御座います。

吉田稔前議長におかれましては、2月お申し出により議長の職を降りられたわけですが、今期当初から議長として議会改革、そして議会の運営に御尽力をいただきましたこと、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

長引くコロナ禍の影響や不安定な国際情勢も相まって、原油・穀物等の国際価格の上昇による物価高騰の影響は町民に大きく及ぼしております。

また、畑作・酪農に係る生産抑制、肥料・飼料の高騰、これら大変厳しい情勢であります。

この他、人口減少・少子高齢化・脱炭素への取組・観光振興・子育て支援・高校をはじめとする教育の充実・福祉医療の充実と、行政サービスのデジタル化など町政には様々な課題が山積しているわけであります。

これらの課題解決はもとより、町民皆様が鹿追に住んで良かったと思っていただけるよう、鹿追の未来を担う全ての人々のために、持続可能なまちづくりが重要と考えているところであります。

願わくは来る4月の選挙を経て、再びこの議場で皆様とまちづくりの議論ができることを心から念願するものでございます。

改めまして、この4年間における議員各位からの御指導に心からお礼を申し上げますとともに、代表監査委員、菊地農業委員会会長様、そして説明員として本会議に出席いただいた議場に出席をしている説明の職員の皆様にも感謝を申し上げまして、定例会閉会に当たっての挨拶といたします。4年間大変ありがとうございました。

○議長（安藤幹夫）

これで会議を閉じます。

令和5年第1回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時42分